

図書設計を名実ともに「作品」にしませんか？

古谷 支

権利委員長

デザイン保全の動向

最近、興味ある裁判所の判決がいくつかありました。いずれも、図書設計のデザインとは直接関係のない判決ですが、デザイン保全の動向を知る上で、恰好の材料と言えます。

その一つをご紹介しますと、それは写植機メーカー、X社とY社の文字盤の争いです。昭和五四年秋に、X社の写植機と互換性があり、X社の文字盤と同一形状、同一配列の文字盤を、Y社が製造販売しました。この文字盤には、X社のものと類似した位置に、朱色の見出しラインが引かれてあ

り、書体(タイプフェイス)だけが違うものでした。

これに対して、X社は五五年八月に、Y社の文字盤の製造販売を禁止する請求訴訟を起しました。六三年一月に、東京地裁でX社勝訴の判決がありました。それは不正競争防止法という法律に基づくものでした(Y社は上告中)。どの様な法律かと言いますと、商品の形態が、明らかにA社の商品であると識別できる時(周知性)、B社がそれと全く似た形態の商品を製造販売した場合、不正競争防止法違反になるということです。

X社の著作権侵害の主張に裁判所は沈黙

X社の文字盤の配列表について、X社は併せて著作権侵害も主張しました。しかし、裁判所は著作権法に基づく原告の請求には、一切沈黙を守りました。冒頭で、デザイン保全の動向を知る上でと記述しましたが、ここに裁判所又は国のデザイン保全に対する考え方が集約されているのではないのでしょうか。本来、文字盤上のタイプフェイスに、著作権が認められていれば、この様な争いは生じなかったと言えますが、裁判でタイプフェイスの問題が、一切争点の対象にすらならなかったのは言うまでもありません。

図書設計作品か？ 図書設計商品か？

六三年の三月に、通産大臣から諮問を受けた「一九九〇年代のデザイン政策のあり方」についての中間答申がありました。その中の「デザイン保全の推進」の項で、デザイン保全のためには、意匠法、不正競争防止法等の制度を積極的に活用する

必要がある、と説いています。私たち権利委員会では、図書設計(デザイン)に作品としての著作権を認めさせようと努力しているのですが、行政サイドは明らかに、図書設計製品、図書設計商品としてしか見ていないようです。

さて、常日頃私たちは、図書設計作品を創作し

ているという意識で仕事をしていると思います。しかし、現行法のもとでは、私たちの仕事は作品ではなく製品や商品に類似したもののようです。

ここらあたりで、法律上も図書設計の仕事は、「作品なんだ」著作権があつてあたりまえなんだと叫び出ませんか？